



# くれ

## 939号

2022年9月6日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



# 集団訴訟の和解成立

## 広島地裁で和解

2020年2月14日、格差是正を求めた集団訴訟が提訴された。

全国153名の集団訴訟となり、広島地裁では、11名が原告となった。

この裁判は最高裁判決に追従した訴訟だった。

労働契約法20条における最高裁判決は、年末年始手当、住居手当、扶養手当、有給の病気休暇、夏期・冬期休暇、祝日割増賃金が不合理な格差と認められた。これを受け、日本郵便は「必要な制度改正について適正に取り組んで参りたい」とコメントした。



しかし、これまでの損害を会社が賠償することはなく、何もしなければ、時効により権利の消失となる。

また、原告が裁判でたまたかう姿勢は、非正規雇用で働く労働者の希望となり処遇改善に繋がっていく。広島地裁で和解の勢いを付け、残る訴訟の早期決着に弾みをつけてほしい。

## 会社の方針に注意

会社は「労契法20条の最高裁判決を踏まえた労働条件の見直し」として当初「有給の病休31日以上の療養が対象」を出していた。

撤回されたが、従来通り1日から取得可能の方が良いのは誰でも分かる。

最高裁判決を真摯に受け止めた見直しとして、労働条件を悪化させる案を示す事は、悪意以外ない。こうした会社の暴挙を止める為にも組合が必要であり、時には裁判に訴えてもたまたかう姿勢を示す事が社員の労働条件向上の為に必要である。

## 最低賃金の目安

中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考に、各都道府県の地方最低賃金審議会が審議され、都道府県労働局長により決まる最低賃金。

中央最低賃金審議会から示される目安は、地域によりランク分けされており、今回の目安では、島根・鳥取・岡山・山口の4県は30円の賃上げが示されていた。

しかし、島根県、鳥取県は33円、山口県は31円の引き上げとなり、左図の様になる。

中央最低賃金審議会が示す地域によるランク分けは、格差拡大の結果を生じさせ易くなるが、今回は

	島根県	鳥取県
	857円	854円
山口県	広島県	岡山県
888円	930円	892円

10月1日以降の最低賃金

22道県が目安を上回る賃上げを決定した。

島根県・鳥取県は目安を3円上回る33円の上昇と健闘したが、広島県と比較すれば、80円近く最低賃金が低い。

また、政府は全国平均で時給千円以上を2025年度にも目指すが、全国の時給が千円以上となるには、更なる年数がかかる。

## 物価上昇の深刻さ

最低賃金が上昇しても、生活が豊かになる訳ではありません。

賃金上昇3、3%以上の物価高が現実となつていきます。

今月だけでなく、来月も商品価格の上昇が見込まれており、数千種類にも及ぶと予想されています。

値上げは数%〜20%を超える場合もあります。

特に食品などの生活必需品の値上げは、所得の低い非正規労働者にとって負担が重くなります。

食料やエネルギーなどの多くを輸入に頼っている日本の状況は、為替が円安となった事で、輸入コスト増大に拍車がかかっています。

一方、アメリカでは、好景気が続き、物価上昇を抑えようと金利上昇が続いて

いる。

また、日銀の黒田総裁は現在の大規模金融緩和を維持するとしている面からも円安を抑える要因は見当たりません。

コロナ禍で疲弊した経済状況で金利引き上げを行えば景気が悪くなるというのが、維持の理由です。一方で企業の内部留保は増えています。

財務省が発表した内容では、前年度比6、6%増の516兆円で10年連続過去最高を記録しています。

多くの企業が利益を貯めており、企業だけが利益を独占する構造的な問題があります。

会社が率先して社員や株主に還元できる様に、税制などの見直しが必要だと内部留保額が物語っています。

## 今後の予定

- 9月13日(火) 17:00~  
第11回呉支部執行委員会  
支部事務所

次号は 9月20日 予定